

聖籠町告示第59号

聖籠町日中一時支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年7月24日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町日中一時支援事業実施要綱の一部を改正する告示

聖籠町日中一時支援事業実施要綱（平成21年聖籠町告示第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項に次のただし書を加える。

ただし、特に町長が認める場合は、この限りではない。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。